

2025 年 (令和 7 年) 6 月 19 日

〒550-0015

大阪市西区南堀江 1 丁目 1 1 番 5 号 ナカムラビル 6 階

南堀江法律事務所

一般社団法人日本火災調査機構 代理人

弁護士 山 内 憲 之 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 703 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

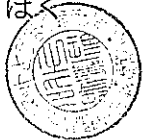
理事長 吉 岡 和 弘

電 話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>

Mail shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp



ご 連 絡 (2)

消費者市民ネットとうほく (以下、「当団体」といいます) の一般社団法人日本火災調査機構に対する 2023 年 (令和 5 年) 5 月 30 日付け「申入書 (2)」に対し、同社代理人である貴職より、2023 年 (令和 5 年) 10 月 23 日付け書面にて、概要以下の内容のご返答・ご連絡を頂いておりました。

- ・利用規約 6 条 (利用対価) について、削除には応じられないが、報酬割合につき適切と考えられる範囲への改訂を行う予定である。
- ・利用規約 8 条 (中途解約の場合の違約金) について、中途解約に際して実際に生じる損害額を検証する。

しかし、本日までに、改訂結果についてのご連絡・ご回答を頂いておりません。上記条項について改訂されているのであれば改訂結果及び改訂の理由について、まだ検討・ご対応に時間がかかるのであれば、おおよその回答見込みの時期について、本書面到達後 1 ヶ月以内を目処に、書面にて当団体までご連絡頂きますようお願い致します。

以 上